令和6年

甲賀市入札監視委員会報告書

(令和4・令和5年度発注工事等審議結果)

目次

- 1 はじめに
- 2 甲賀市の公共工事等入札・契約制度の状況
- 3 委員会審議経過
 - (1) 委員会開催状況
 - (2) 審議方法
 - (3) 審議内容
 - ア 入札方式別発注工事について
 - イ 抽出事案について
 - ウ 指名停止の状況について
- 4 審議結果
- 5 付帯意見
- 6 委員会審議での主要な質問に対する回答
- 7 前回報告書からの検討・対応について
- 8 おわりに

1 はじめに

甲賀市入札監視委員会(以下、「本委員会」という。)は、「公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、甲賀市の第三者機関として、平成17 年11月1日に発足した。

入札及び契約制度は、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格の入札、不正行為の排除といった観点のもと適正化が図られるべきであり、公共工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などの趣旨を踏まえ取り組むことが発注者側に求められている。

本報告書は、令和4年度第53回から令和6年度第58回までの2年間の審議内容をまとめたものである。本委員会は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保、公正な競争入札の促進、談合その他不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保、さらには地元業者の育成など外部監査的な視点から入札事務が公正・適正に執行がされているか審議を行ってきた。各審議結果の報告とともに、付帯意見として今後の入札制度改革等に向けた検討課題を取りまとめて提言する。

2 甲賀市の公共工事等入札・契約制度の状況

市の公共工事等の発注では、建設工事等契約の適正な締結を図るため、甲賀市建設工事契約審査委員会(以下、契約審査委員会)において、入札参加者の資格審査等が行われている。契約審査委員会で諮る工事等の案件は、少額な随意契約の範囲(工事で130万円、委託で50万円、物品購入等で80万円)を超えるもの、議会に付すべきもの及び当初契約に対し3割を超える変更のあったものを対象としている。

条件付一般競争入札(事前審査型)は、工事の予定価格が1億5千万円以上の案件、 事後審査型一般競争入札は、予定価格が130万円を超え1億5千万円未満の案件で実 施することとしている。

指名競争入札は、指名業者の選定基準を設けず、入札参加希望業種に基づいた業種区 分及び案件毎に地域要件等考慮した選定としている。

最低制限価格は、これまで中央公共工事契約制度運用連絡協議会(以下、中央公契連) モデルの算定基準を参考に市で算定を行っていたが、令和6年4月から建設工事は中央 公契連モデルの算定基準を導入、建設コンサル業務においても予算決算及び会計令第8 5条の国の基準に基づいた算定式を導入している。

入札及び契約の過程は、市ホームページを活用し情報公開している。

なお、市の公共工事等における入札状況及び随意契約状況は下表のとおりとなっている。

入札状況 (令和4年度~令和5年度)

建設工事

区 分	令和4年度	令和5年度
一般競争入札	1 1 3	1 0 8
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
指名競争入札	9	1 3
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
件 数 合 計	1 2 2	1 2 1
落札率 (%)	92.98	92.22
落札額 (円)	6, 339, 810, 300	6, 318, 886, 200
予定価格 (円)	6, 818, 348, 900	6, 852, 109, 000

委託(役務含む)

区 分	令和4年度	令和5年度
一般競争入札	3	1
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
指名競争入札	2 0 9	174
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
件 数 合 計	2 1 2	1 7 5
落札率 (%)	80.10	76.42
落札額 (円)	1, 347, 586, 741	1, 038, 235, 289
予定価格 (円)	1, 682, 451, 411	1, 358, 662, 326

物品

区 分	令和4年度	令和5年度
一般競争入札	0	0
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
指名競争入札	5 0	4 8
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
件 数 合 計	5 0	4 8
落札率 (%)	77.60	78.34
落札額 (円)	253, 075, 186	316, 861, 845
予定価格 (円)	326, 141, 986	404, 478, 829

合計

区 分	令和4年度	令和5年度
一般競争入札	1 1 6	1 0 9
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
指名競争入札	2 6 8	2 3 5
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
件 数 合 計	3 8 4	3 4 4
落札率 (%)	91.92	87.15
落札額 (円)	13, 164, 846, 872	9, 275, 677, 368
予定価格 (円)	14, 322, 741, 872	10, 642, 840, 110

⁽注) 甲賀市では、委託、物品については、総合評価方式は採用していない。

随意契約状況 (令和4年度~令和5年度)

区分	令和4年度	令和5年度
建設工事	1 7	2 3
委託	273	2 3 9
物品	1 1	1 5
件 数 合 計	3 0 1	277
落札率 (%)	97.66	99.47
落札額 (円)	5, 424, 430, 827	7, 569, 455, 034
予定価格 (円)	5, 554, 685, 142	7, 609, 724, 960

⁽注) 少額随意契約(予定価格が工事130万円以下、委託50万円以下、物品80万円以下) は含んでいない。

3 委員会審議経過

(1) 委員会開催状況

令和 4 年度第 53 回委員会 令和 4 年 11 月 24 日(木) 9:54~12:30 令和 4 年度第 54 回委員会 令和 5 年 1 月 30 日(月) 13:54~16:50 令和 5 年度第 55 回委員会 令和 5 年 7 月 4 日(火) $14:00\sim17:15$ 令和 5 年度第 56 回委員会 令和 5 年 10 月 13 日(金) $14:00\sim16:50$ 令和 5 年度第 57 回委員会 令和 6 年 2 月 6 日(火) $14:00\sim17:00$ 令和 6 年度第 58 回委員会 令和 6 年 6 月 25 日(火) $14:00\sim17:00$

本委員会は自由な審議を確保するため非公開とし、審議内容は後日会議録要旨により、 各委員の確認を得た上で市ホームページで公開されている。

(2) 審議方法

本委員会における審議対象は、甲賀市が発注した工事、委託(役務含む)、物品でそれぞれの契約金額1千万円を超える案件である。対象となる事案は、上記に定める審議対象の発注工事等から、委員長を除く委員の輪番により事前に抽出したものである。抽出事案に関しては、事務局より入札方式、入札参加資格の設定、指名業者の選定など入札時の状況等の説明を受け、これらが適切に執行されているか審議を行うものである。

(3) 審議内容

- ア 入札方式別発注工事について 別紙入札方式別発注工事等内訳表による。
- イ 抽出事案について 別紙審議抽出案件工事等一覧表による。
- ウ 指名停止の状況について 別紙指名停止等の運用状況一覧表による。

4 審議結果

令和4年度から令和5年度の事業において抽出された事案(「別紙審議抽出案件工事等一覧表」)については、入札方式等改善の余地があるものの定められた基準等に基づき、公平かつ適正に処理されていた。また、同期間における指名停止の状況は、入札参加停止基準に基づき適正に処理されていた。なお、当該期間において執行された個別案件の入札・契約手続きのなかで、改善が必要とされるものとして、条件付一般競争入札執行における事前審査型・事後審査型の選定基準や指名競争入札における指名基準及び業者選定基準の作成公表などが課題として挙げられる。これらは前回報告書においても意見を付してきたが、その対応に成果が見えてこないことから改めて庁内協議を行い、未策定である要領等の事務手続きを速やかに進められるよう願うものである。

5 付帯意見

本委員会の審議過程において、各委員から提言のあった事項を次のとおり付帯意見と して報告する。なお、付帯意見については検討、協議され、今後とも市が入札制度の更 なる改善に向けて取り組まれることを望むものである。

(1) 一般競争入札について

条件付一般競争入札は、予定価格1億5千万円以上の工事請負を対象に公平性、 競争性の観点から施工実績などの条件付けを行い発注することとしているが、その ほとんどの案件は事後審査型一般競争入札に変更されている。変更の理由は、「国の 補助金交付等決定通知及び議会議決を要し、入札公告から入札に至るまでの期間を 確保する必要があるため」である。見積期間を短縮するため開札後に落札候補者に 対し資格審査を行う事後審査型で実施するのであれば、資格審査を事前又は事後に 行うか一定の基準を設けておくことを検討されたい。

(2) 指名競争入札について

指名競争入札は、地方自治法施行令により特定の要件を満たす場合に限り 執行できるものであるが、その要件に対する根拠が不明確な案件がみられる。 国も含めて一般競争入札を前提として指名競争入札は避ける傾向となっており、 これまで一般競争入札へ移行するよう意見を述べてきた。指名競争入札を選定 する場合には、指名にかかる手続きの透明性を高め、公正な競争の促進を図る観点 から、市としての指名競争入札の指名基準及び業者選定基準の作成と公表を速 やかに進めていただきたい。

また、業者選定において複数者指名しても、入札に参加しない場合(辞退、不参加)もあるため、競争性を確保する必要性から入札に参加しない理由や入札時の状況のヒアリングを行うなど、今後の対策について検討されたい。

(3) 随意契約について

①特命随意契約 (一者随意契約)

契約方式は競争入札が原則ではあるが、例外的に随意契約により執行される案件もある。契約審査委員会において、地方自治法施行令第167条の2及び「甲賀市随意契約ガイドライン」に基づき、随意契約要件に合致し説明責任が果たせるか等を審査されているが、ガイドラインの該当する各号と契約内容を照らし合わせると、遵守していない案件が見受けられた。ガイドラインの存在を全庁的に周知徹底され、契約の透明性や公平性の観点から恣意的な随意契約とならないよう、契約の適否を判断・審査されたい。

②プロポーザル方式(公募型・指名型)

プロポーザル方式は、随意契約の特例であり「甲賀市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき実施しているが、プロポーザル方式により実施する目的、理由が不明確な案件が見受けられた。公平性、透明性及び客観性の確保に努め、特定業者のみ応札可能な仕様や一者随意契約ありきとなっていないかなど、十分な注意を払うことが必要である。また、複数者の参加が見込めるよう工夫を行い、公募型・指名型いずれの方式であってもプロポーザル全体のプロセスについて検証

できる仕組みを構築されたい。

(4) 最低制限価格について

建設業における働き方改革の更なる推進が求められる中で、ダンピング受注や下 請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の影響を避けるため、 令和6年4月から中央公契連が定める低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の 基準価格(算定式)を準用している。

最低制限価格制度上、建設工事・建設コンサル業務では品質確保は必要とされているが、最低制限価格以下により失格になった応札業者は安価でも受注ができるものとして応札していることから、市民目線からすれば最低制限価格以下であっても執行可能ではないのかと感じる案件もある。

委託(役務提供)・物品は最低制限価格を設定していないことから、特に委託(役務 提供)で低額入札が多く見受けられた。受託者の労働条件の悪化を防ぐため、人件 費の占める割合が高い役務提供における最低制限価格の設定について検討されたい。

(5) その他

建築工事の発注方法は、一括発注及び分離発注(建築主体、電気設備、機械設備) として執行している。「新築工事」は分離発注で行っているが一括発注とした案件が あった。これについては「市のルール」から逸脱するものであることから、一括発 注とした明確な理由を整理されたい。

建設工事等入札参加停止基準の停止期間措置は運用基準に基づいて執行しているが、他市と比較して入札停止期間が短すぎるといった意見が出ている。国・県の基準に倣うのもよいが地方自治体が主体的に決定できることから、近隣自治体の基準を参考に検討されたい。

公共事業の集中的な発注により、受注業者の入札参加見送りや入札不調になる案件が増加しているが、技術者不足や労務費・資材の高騰等がその原因であるものと推測する。そのような社会情勢の中において建設業界の働き方改革が推し進められているが、労働環境の是正などを解決するためには、担い手の育成や雇用の確保などを図るための対応が必要であり、労働環境改善として建設現場での週休2日制等の導入を検討されたい。また、年間を通じた工事量の安定を図るため、繰越明許費や債務負担行為の活用による施工時期の平準化を図るための取組に努められたい。

委託業務の検査は、自課の課長が実施していることに関し、成果物を検査する技量が疑問視されるなか、高度な設計業務等は自課の課長の他に専門的な技術者を配置する等、検査の合否に影響を与えることがないよう実施するとともに、コンプライアンスの観点から客観性を確保することができるよう検査体制の強化に努められたい。

委員会審議での主要な質問に対する回答

審議過程における各委員からの入札・契約制度に関する主要な質問と、それらに対す る回答は以下のとおりである。

)内は審議抽出案件工事等一覧表の会議、対象番号、工事等番号を示す。

主 要 な 質 問

回 答(対応・処理)

○一般競争入札(条件付、事後審査型)につ いて

・入札業者減少に伴う入札不調を無くすため に、応札者の確保に向けた施工時期の平準化 等の取組を強化するなど検討されたい。

(第 53 回① R4-25)

- ・改修工事における分離発注のメリット・デ メリットを整理し、受注機会拡大の観点から も分離発注の可能性を検討されたい。市内業 者育成を考慮したうえでの、一括発注ではな く、建築、電気、機械の工事業種毎に金額相 応の対応として分離発注を検討されたい。
- (第 54 回② R4-79) (第 56 回①R5-19)
- ・応札時に入札参加者が提出する見積内訳書 を今後の入札業務に有効活用するため、事務 取扱ガイドラインを作成し全庁的に共有で きるよう努められたい。(第55回②R4-110)
- ・条件付一般競争入札は事前審査型ではなく 事後審査型で実施されているが、予定価格や 工期など制約等の条件により、事前審査型・ 事後審査型いずれにも対応できるよう整理 されたい。

(第 57 回①R5-38)

・新築工事であるにもかかわらず分離発注で はなく、一括発注に至った経緯を整理された い。また、公平性や競争性を確保し施工責任 を明確にするうえでも、業種毎に分離発注で きるよう対応されたい。

(第 58 回①R5-129)

- ・会計年度独立の原則や、国県補助金を活用 した際の事業完了時期の制限から、発注時期 が一定時期に集中する状況にあり、繰越明 許・債務負担行為の手法も研究しながら、施 工時期の平準化に取組んでまいります。
- ・改修工事の発注方法についてメリット、デ メリットを整理し、金額にあった工事業種毎 に発注ができるか、工事案件毎に施工条件の 検証を行い、契約審査委員会でも議論を行い 対応してまいります。
- ・「甲賀市工事費見積内訳書取扱要領」を作 成し、令和6年4月1日から施行運用してい ます。
- 現行の入札執行要領の見直しができるよう 要領の改正に努めるとともに、補助金交付や 議会対応への提出時期等の条件制約の整理 を行い、いずれの手法においても対応できる よう努めてまいります。
- ・新築工事は原則「分離発注」としておりま すが、発注方法は施工のリスク管理及び事業 費の財源確保と執行期限が要因のため、一括 発注及び分離発注の可否についても案件毎 に契約審査委員会で議論していくものとし ます。

○指名競争入札について

- ・指名競争で入札執行されているが、指名基 → 指名基準の作成公表は、県内自治体の状

準の作成、公表がされていない。また、指名 する理由、指名基準等を明確にするため、実 施要領等を作成し庁内で統一した取扱いが できるよう努められたい。

(第 54 回④ R4-350) (第 55 回③ R5-156)

・郵便入札における指名競争で、1 者応札で も有効とする根拠を整理されたい。

(第 55 回③ R5-156)

・指名競争入札として競争性が確保できる業 者選定を工夫されたい。また、市内業者に対 して刺激を与え、競争性を高めるためにも一 般競争入札への移行を検討されたい。

(第 56 回③ R5-288)

・再審査における入札方法を一般競争入札から指名競争入札に変更した理由及び判断基準の整理に努められたい。

(第 57 回② R5-67)

況を聞取り、参考にしたうえで作成中です。 実施要領が作成できしだい公表及び庁内周 知に努めてまいります。

- ・県内自治体から情報収集を行い、1 者応札 であっても有効となるよう「甲賀市郵便入札 実施要領」を作成し、令和6年4月1日から 施行運用しています。
- ・財務規則に基づき、入札参加資格申請に登録のある業者を選定しています。一般競争入札への移行は業種ごとに研究してまいります。

・再審査における入札方法については、慎重 に審査議論したうえで判断し、執行するよう 努めてまいります。

○随意契約について

・随意契約ではあるが、価格の妥当性について同様機器などを参考に調査し、1者ではなく複数者から見積りを徴取するとともに見積価格の適正化の検証に努められたい。

(第 53 回② R4-17) (第 55 回④ R4-181)

・入札不調が繰返されるなかで入札方式が幾度か変更されている。根拠法令に基づいた変 更理由の整理を行うとともに、見積内訳書の 有効活用に努められたい。

(第 56 回② R4-156)

・プロポーザル案件から関連した継続業務は、随意契約とする一連の流れや経過を整理する必要がある。今後も同業者と随意契約する場合には、その整理に基づき慎重に理由を検討されたい。

(第 57 回⑤ R5-320)

・トラブル発生時の緊急対応への懸念を随意 契約の理由としているが、その支障となる影響を完全に説明することは本来的に難しい。

- ・価格の妥当性は、参考見積書と合わせて検証するよう指導しているところです。また、財務規則及び統一事項に基づき見積徴取方法を庁内周知しております。
- ・補助金交付関係の特殊事案により、入札方式を検討した結果でありましたが、今後は根拠法令に基づき対応し、業者から提出のあった見積内訳書を活用してまいります。
- ・プロポーザルを実施する目的とその理由を 整理し、今後同案件による随意契約案件があ った際には随意契約理由を慎重に審査して まいります。

・すべての工事ではありませんが、既存情報 を公開して公平性を確保できる案件は、今後 一般競争入札への移行を研究してまいりま 既存の設備内容及び条件を公開して一般競争入札に移行し執行すれば、公平性を確保することができるため、競争性を考慮した入札執行に努められたい。(第58回④R5-115)

す

○プロポーザル方式について

・プロポーザルを実施する以上1者のみから 見積り等を得るのではなく、複数者の参加が 見込めるよう努力されたい。またプロポーザ ル方式が随意契約の理由として安易に実施 されることのないように留意されたい。

(第 53 回④ R4-243 ⑤R4-192)

・プロポーザルは随意契約の特例であること から、「プロポーザル実施要領ガイドライン」 に基づいて実施するよう、前段階において十 分な検討に努められたい。

(第 55 回① R4-125)

・継続的に長期的な見通しが必要な業務は、 更新の際、指定管理者制度の検討も視野に入 れながら、安易な随意契約とならないように 努められたい。

(第 57 回③ R5-230)

・合特法計画期間終了に伴う案件は、随意契約のためのプロポーザル方式になっていないか懸念される。新たな発注形態を選択する中でプロポーザル方式を採用するに至った経緯を整理されたい。

(第 58 回⑤ R5-372)

・参加見込みのある業者から見積徴取するなど工夫に努めてまいります。またプロポーザルガイドライン及び随意契約ガイドラインに基づき全庁内に周知してまいります。

- ・ガイドラインに沿った業務目的であるかなど資質向上に努めてまいります。また新規事業案件などは予算編成時に財政課とも情報を共有し、その事業の実施目的が適正か判断しながら業務内容を審査し取組んでいるところです。
- ・当該業務における更新時には、担当課と協議したうえで、指定管理者制度の適否を検討するよう努めてまいります。

・事業方式の切替えにより、その業務の目的 などを確認し、プロポーザル方式を採用した 経緯を整理したところです。

○入札参加停止について

- ・該当事項を知り得た場合は、速やかに情報 収集を行い、事案に応じた適切な処分に努め ること。また、処分である入札参加停止期間 については競争入札妨害案件での期間が短 いと思われる。「甲賀市建設工事入札参加停 止基準」について見直しを検討すること。 (第53回)
- ・停止期間を県の結果に合わせるのではなく、甲賀市がどのような見識を持って停止期間を定めたのか整理しておくことが大事で
- ・入札参加停止期間の措置は、「甲賀市建設 工事入札参加停止基準」に基づき、見直しを 検証してまいります。
- ・「指名停止モデルの解説」の改正により平成30年度に指名停止基準を見直したもので運用しています。契約審査委員会でも指名

あると考える。(第54回)

・決められた業務内容ができていない、また 要資格者が常駐できていないならば、指名停 止期間措置を厳しく対処してもよい。 (第 58 回)

・履行期限の延伸を申し入れておいて、かつ遅れていることに対して1か月の指名停止期間は短すぎる。(第58回)

停止期間は短いという意見がありましたので、根拠を整理しながら悪質な業者があれば 指名停止期間の検証を議論していきたいと 考えています。

7 前回報告書からの検討・対応について

以下に示しているものは、前回報告書の付帯意見を再掲したもので、現在までの 2年間において市の検討・対応について記したものである。

(令和4年委員会報告より抜粋)

(6 付帯意見)

本委員会の審議過程において、各委員から提言のあった事項を次のとおり付帯意見と して報告する。なお、付帯意見については検討、協議され、今後とも市が入札制度の更 なる改善に向けて取組まれることを望むものである。

(1) 一般競争入札について

一般競争入札は、入札公告を広く募り、応札者から提出された施工実績や配置技術者等の資格審査を経て、価格競争による入札を執行するものである。とりわけ、予定価格が1億5千万円を超える工事は、施工実績などの条件を付けて、発注することが多い。議会議決を要するため、入札公告から資格審査を経て入札に至るまでの期間を確保する必要があるが、公告から落札決定の期間を短縮するため、入札の事後に落札候補者に対し、資格審査を行う事後審査型一般競争入札としている事例が見受けられる。資格審査を事前に行うか、事後に行うか、一定の基準を設けておくことを検討されたい。

(市の検討対応)

議会議決を要する案件は、入札公告から資格審査を経て入札に至るまでの期間を確保する必要があるため、現行の入札執行要領の運用としています。なお、補助金交付や議会対応への提出時期等の条件制約が必要な案件は、公告から落札決定の期間を短縮する必要があるため入札執行要領の見直しの適否判断は、いずれの手法においても対応できるよう要領改正に努めてまいります。

(2) 指名競争入札について

指名競争入札は、地方自治法施行令の規定に整合する場合とされていることに留意し、以前から一般競争入札に移行するよう意見を述べてきたが、未だに指名競争入札の執行基準が確立されていないことから、指名基準を検討し作成しておくよう努められたい。

また、指名したにもかかわらず1者若しくは少数の応札となった案件が見受けられる。この件についても応札しなかった業者の聞取りを行い、応札しない理由やその時の状況を聞取るよう要請しているが、未だに実施されていないことから、聞取り方法を工夫する等、状況確認に努められたい。

(市の検討対応)

指名競争入札の指名基準、業者選定は、他の自治体から情報収集したところです。 また甲賀市に適応した選定基準を研究しており、「指名競争入札選定基準要領」の作 成を進めているところです。入札結果において、応札業者1者若しくは辞退等によ り少数応札の案件は、応札しなかった理由などの聞取りを行い、次回入札に生かせ るよう努めているところです。

(3) 随意契約について

①特命随意契約(1者契約)

地方自治法施行令第167条の2及び甲賀市随意契約ガイドラインに基づき、契約審査委員会において随意契約要件に合致しているか、説明責任が果たせるか等を審査し実施されているが、ガイドラインの該当する各号を照らし合わせると、契約内容がガイドラインを遵守していないと受け取られる案件があった。再度、担当課、契約担当が連携し、明確な随意契約理由を公表できるよう体制を整えられたい。また、適正な価格水準の確認のため、見積徴取を丁寧に行われたい。

②プロポーザル方式 (公募型・指名型)

令和3年度から「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を施行され実施しているが、プロポーザル方式により実施しなければならない理由が明確ではない案件が見受けられた。また、ガイドライン第3項の対象となる業務に該当するか否かの確認が必要な案件があったことから、プロポーザルを実施する理由等について再度確認されたい。また、必要に応じて審査員に当該分野の専門知識を有する人物を入れられたい。

(市の検討対応)

随意契約は地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約に基づき、本ガイドラインに沿って的確に契約事務を行うよう、定期的に全庁内に向けて周知徹底を図り資質向上に努めているところです。また契約審査委員会では、担当部署から起案された審査事項案件において、随意契約の契約根拠や契約相手方の選定理由を案件毎に審査・確認を行い、不適正な案件は、再度見直しするよう指導を行っています。

プロポーザル方式は契約の公平性、透明性及び客観性を担保することを目的とし、 担当部署と事前協議を行っています。今後は、予算編成段階において対象となる業 務を総合的に判断し、プロポーザル方式により実施する必要があるのか業務内容を 精査してまいります。評価審査員は契約審査委員会から必要に応じて部外の者を選 任しているところです。

(4) 最低制限価格について

建設業を巡る状況が年々厳しい中で、ダンピング受注や下請業者へのしわ寄せ、 労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の影響を避けるため、中央公共工事契約制度 運用連絡協議会が低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準価格を公表され ていることから、国の基準に準拠した運用を検討されたい。

また、業務委託においても、同様に導入を検討されたい。

(市の検討対応)

建設工事は、令和6年4月1日以降に入札公告及び指名通知する案件から算定基準を改正しており、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(中央公契連モデル)の基準を準用しております。また業務委託(建設コンサル)も予算決算及び会計令第85条の国の基準の取扱いに基づき準用しております。

(5) その他

技術者不足や資材の高騰等から受注業者の入札参加見送りや入札不調になる案件が増加しているものと推測する。また、技術者不足による入札参加見送りに対する 方策として、場合により監理技術者等の併任を認めることも検討されたい。

担当課の積算業務においては、積算時の市場実勢価格を注視し、見積徴取が必要

な資材等は複数者から見積徴取した単価を算定し、適正な予定価格のもと公正な入 札執行に努められたい。

委託業務の検査体制について、自課の所属長が検査を実施していることに関し、 成果物を検査する技量が疑問視される場合もある。高度な設計業務等は、所属長の 他に専門的な技術者を配置する等、検査体制の強化に努められたい。

令和3年度から施行された「甲賀市建設工事等に関する設計違算事務取扱要領」 の設計違算事務処理における疑義申立て手続きの事務処理について、基準を明確に するようにされたい。

(市の検討対応)

技術者不足等により入札不調になった案件に対する対策として、建設業法に準じた配置技術者の緩和等対応できるものは準用したいと考えております。

積算根拠は、所管する基準書に基づく歩掛や単価を使用し、見積りが必要な場合は市場における実勢価格を複数者から見積徴取し、適正な予定価格のもと公正公平な入札執行に努めています。

委託業務の検査体制は、自課の所属長が検査を実施しているところですが、成果物の内容の適否を判断する際はより専門的な内容も含め所属長の判断が必要なことから、検査体制においては継続的な課題として検証してまいります。

「甲賀市建設工事等に関する設計違算事務取扱要領」の設計違算事務処理における疑義申立て手続きの事務処理について、基準を明確にできるよう研究してまいります。

8 おわりに

2か年にわたり入札・契約手続等の審査を行い各委員の豊富な知識、技術的知見から 活発な意見交換を行うことができた。ただ、過去から提言を述べてきた内容等も含め多 岐にわたる課題が抽出されており、改善が見られない事項もあった。

このことから、本委員会の審議の中で従来から繰返し議論されてきた事項は、論点整理を行い事務局で取りまとめをいただいた。その後の対応・方針等は、市の考え方を整理したものとして各委員と共有し、今後の審査案件で活用いただけるよう期待するものである。

また、入札及び契約手続は、入札の透明性・競争性・公平性を向上させるため、創意工夫を重ねその改善が求められる。前例踏襲ではなく改善策が常に重要との認識のもと、国、県などの入札等制度改革の動向を注視しながら、公正、公平な入札、品確法に基づく品質確保等の課題を認識するとともに、必要に応じて各種基準や要領等を整備し、全庁内に対しても情報共有、意思疎通を図りながら入札、契約の適正化に取組まれることを望むものである。

令和7年3月31日 甲賀市入札監視委員会

委員長 吉川 英治

副委員長 池本 壽志

委 員 岡村 寿昭

委 員 髙橋 亮太

委員 寺田 カオル